

白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

平成17年11月7日

告示第28号

改正 平成18年4月28日告示第53号

改正 平成21年3月16日告示第35号

改正 平成24年6月13日告示第74号

改正 平成28年4月1日告示第78号

改正 平成 年 月 日告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業（以下「事業」という。）として、高齢者が自宅における転倒等により要介護又は要支援の状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより、介護状態に陥ることを予防し、もって自立した在宅生活の継続を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 事業の助成の対象者は、市内に居住する介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その者の属する世帯が市民税非課税世帯であること
- (2) その者と異なる世帯に属する者のうち、その者と同じ家屋又は同じ敷地に所在する他の家屋に居住する配偶者及び一親等内の親族（ただし、共同住宅や長屋の異なる住戸に居住する者を除く。）が市民税非課税であること

2 前項に規定する市民税非課税要件の判定は、助成申請の時期が4月1日から6月30日までの場合は前年度の課税状況により、7月1日から3月31日までの場合は当該年度の課税状況により行うものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、当該住宅改修に要した費用の100分の90に相当する額を、15万円を限度額として交付する。この場合において、当該助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 事業による助成は、1世帯につき1回限りとする。

(住宅改修の種類)

第4条 事業の助成の対象となる住宅改修の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- (申請)

第5条 事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書
 - (2) 改修前の施工箇所を示す写真
 - (3) 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員が作成するもの）
 - (4) 申請者が、当該住宅の所有者でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書
- (認定及び却下)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに助成の可否を審査し、当該助成の可否について、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業認定通知書（第2号様式）又は高齢者にやさしい住まいづくり助成事業認定却下通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第7条 前条の規定により助成資格の認定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、住宅改修工事完了後速やかに、高齢者にやさしい住まいづくり事業完了報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に要した費用に係る領収書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 改修後の施工箇所を示す写真

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による事業完了報告を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び施工箇所の現地を確認後、高齢者にやさしい住まいづくり助成金振込通知書（第5号様式）により、当該助成対象者に通知するとともに、遅滞なく当該助成金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱(平成13年10月1日白河市制定)、表郷村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱(平成13年表郷村要綱第12号)、大信村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱(平成15年大信村告示第9号)又は東村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱(平成14年東村保福要綱第5号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条第1項の規定は、平成21年4月1日以後の事業認定に係る助成金について適用し、同日前の事業認定に係る助成金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成から適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成から適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 申請日の属する年の1月1日に本市に住所を有していなかった者に係る助成については、改正後の白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の規定にかかわらず、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（個人情報保護委員会規則第5号）第3条に基づく情報連携開始の日まで、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業申請書

年 月 日

白河市長

申請者	※個人番号												
	氏 名	Ⓜ					生年月日	年	月	日	男・女		
	住 所	白河市											
	電 話 番 号												
	申請者と異なる世帯に属する者のうち申請者と同じ家屋又は同じ敷地に所在する他の家屋に居住する配偶者及び一親等内の親族（ただし、共同住宅や長屋の異なる住戸に居住する者を除く。）の有無	有・無											

※本年1月1日時点において白河市に住所がない方は個人番号をご記入してください。

次のとおり助成金の交付を申請します。

対象工事の内容	住宅所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ																
	場 所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 専用居室(寝室) <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他()																
	内 容																	
	工事見積額	円																
工事の対象となる住宅への立入調査に同意します。																		
申請の理由()																		
※原則、申請者本人の名義に限る。	ふ り が な 口 座 名 義 人																	
	振 込 先 金 融 機 関	<table border="0"> <tr> <td>銀行</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>支店</td> </tr> <tr> <td>信用組合</td> <td>出張所</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>支所</td> </tr> </table>										銀行	本店	信用金庫	支店	信用組合	出張所	農業協同組合
銀行	本店																	
信用金庫	支店																	
信用組合	出張所																	
農業協同組合	支所																	

(添付書類)

- (1) 工事見積書
- (2) 改修前の施工箇所を示す写真(必ず日付の入ったもの)
- (3) 住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員が作成するもの)
- (4) 申請者が、当該住宅の所有者でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書

第2号様式(第6条関係)

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業認定通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



あなたを白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱第6条に基づき、助成対象者として認定しましたので通知します。

申請者	住 所	白河市			
	氏 名		生年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
対 象	住 宅 所 在 地	白河市			
	場 所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 専用居室(寝室) <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所			
	内 容				
工 事	施工業者住所				
	施工業者名				
	工事見積額	円			

備考

- 1 工事内容等を変更する場合、工事を取りやめる場合等については、事前に市の担当者に御相談ください。
- 2 必ずこの助成事業認定通知書を受領後に、改修工事を着工してください。

第3号様式(第6条関係)

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業認定却下通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付で申請のあった白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業申請については、次の理由により却下いたします。

申請者	住 所	白河市			
	氏 名		生年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
※ 助成の対象としない理由					

第4号様式(第7条関係)

高齢者にやさしい住まいづくり事業完了報告書

年 月 日

白河市長

申請者	氏 名	㊦	生年月日	年 月 日	男・女
	住 所	白河市			
	電 話 番 号				

次のとおり工事が完了したので、報告します。

対象工事の内容	住 宅 所 在 地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
	場 所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 専用居室(寝室) <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他()
	内 容	
	着工年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
	工事費用の額	円

(添付書類)

- (1) 住宅改修に要した費用に係る領収書(原本)
- (2) 工事費内訳書
- (3) 改修後の施工箇所を示す写真(必ず日付の入ったもの)

第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

白河市長



高齢者にやさしい住まいづくり助成金振込通知書

先に申請のありましたこのことについては、次のとおり指定口座に振り込みます。

助成対象者氏名		受付番号	
受付年月日	年 月 日	認定年月日	年 月 日
対象事業費	円		
本人個人負担額	円		
助成金額	円		
支払方法	口座払		
振込先	金融機関		
	口座種目	普通預金	
	口座番号		
	口座名義人		
	振込予定日	年 月 日	